

令和7年度第1回宮城県障害者施策推進協議会議事録

1 日時

令和7年11月11日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所

TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口7階

3 出席者

(1) 委員

別添「委員名簿」のとおり（13名出席）

(2) 事務局

保健福祉部	赤間副部長
教育庁特別支援教育課	相澤副参事兼総括課長補佐
経済商工観光部雇用対策課	遠藤雇用推進専門監
保健福祉部障害福祉課	野呂課長、小松副参事兼総括課長補佐、 中野総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐
企画推進班	高山課長補佐（班長）、玉田主任主査（副班長）、 青木主事、阿部主事、松橋主事
地域生活支援班	長山課長補佐（班長）
施設支援班	稲村課長補佐（班長）
運営指導班	錦織課長補佐（班長）
保健福祉部精神保健推進室	村上参事兼室長
精神保健推進班	鶴若技術補佐（班長）
発達障害・療育支援班	加藤主任主査（班長）

4 議事録

(1) 開会

(事務局・小松副参事)

- それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度第1回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の小松です。よろしくお願いいたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部副部長の赤間より、挨拶を申し上げます。

(事務局・赤間副部長)

- 宮城県保健福祉部副部長の赤間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 本日は、皆様、色々とお忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、改めて厚くお礼を申し上げさせていただきます。どうもありがとうございます。
- さて、障害福祉施策をめぐる状況ですが、県におきましては、令和3年4月に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を制定し、国に先立って、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供を義務化するなど、障害者差別の解消に向けた取組を進めているところです。
- 国においても、同年5月に障害者差別解消法を改正し、行政機関相互の連携強化や、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化が図られたところであり、合理的配慮の提供の義務化については、昨年4月に施行されております。
- また、令和4年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害者の地域生活支援体制の充実や、就労支援体制の強化が図られたところですが、就労アセスメントを活用した就労ニーズの把握や適正な評価を行う「就労選択支援」については、今年10月から障害福祉サービスに追加されたところです。
- 県といたしましては、こうした制度改正も踏まえながら、昨年3月に策定した「宮城県障害福祉計画」の目標達成に向けて、鋭意、各種取組を推進しているところでございます。
- 本日は、お手元の次第に記載のとおり、報告事項として「宮城県障害福祉計画の実績報告」、「県職員向け研修における障害当事者の講話」及び「障害を理由とする差別の相談事例」について御報告申し上げます。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ自由闊達、かつ忌憚のない御意見をお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日は長時間となりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

(事務局・小松副参事)

- 会議に先立ちまして、令和7年11月11日付けで委員の委嘱と任命があり、配布しております委員名簿のとおりとなっております。
- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを報告いたします。
- 続きまして、情報公開条例第19条に基づき、本協議会の公開、非公開についてお諮りいたします。本日の議事・報告事項のうち、報告事項(3)障害を理由とする差別等の相談事例については、議論の過程において、当事者又は第三者の権利等を害する情報が交わされる可能性があることから、非公開としたいと考えております。
- また、非開示情報がある場合は、議事録についても非公開としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
- それでは、皆様からの賛成をいただきましたので、本協議会のうち報告事項(3)障害

を理由とする差別等の相談事例については、協議会及び議事録を非公開とすることとします。

- 本日の議事進行についてですが、委員の改選がありましたので、協議会条例第5条第1項の規定により、会長・副会長は、委員の互選によって定めるとされており、委員の方々により会長・副会長が選任されるまでは、赤間保健福祉副部長が進行役を務め、会長・副会長が選任された後は会長に進行役をお願いいたします。

(事務局・赤間副部長)

- 会長、副会長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、議事「会長等の選任」についてですが、いかがいたしましょうか。

(森委員)

- 前回に引き続き、会長には阿部 重樹委員、副会長には野口 和人委員をお願いしてはいかがでしょうか

(事務局・赤間副部長)

- 皆様いかがでしょうか。
- 皆様の御了解をいただきましたので、委員皆様の互選により、阿部 重樹委員を会長に、野口 和人委員を副会長に選出したものとさせていただきます。
- 阿部会長、野口副会長には、それぞれ会長、副会長のネームプレートが置かれております座席まで、御移動をお願いいたします。
- それでは、会長及び副会長が選任されましたので、以後の議事進行は阿部会長をお願いいたします。阿部会長よろしくをお願いいたします。

(阿部会長)

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、報告事項として3点、「宮城県障害福祉計画の実績」、「県職員向け研修における障害当事者の講話」、「障害を理由とする差別等の相談事例」について報告いただくこととなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思いますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- さて、新たに委員の委嘱・任命もございましたので、自己紹介をお一人2分程度お願いいたします。
- まず、磯谷委員から時計回りでお願いします。

(各委員の自己紹介)

- ありがとうございます。
- それでは、次第の3【報告(1)「宮城県障害福祉計画」の実績について】、事務局から説明をお願いします。

(事務局・野呂課長)

- 障害福祉課の野呂でございます。今年度もよろしく申し上げます。
- それでは、報告事項の説明に入る前に、改選により新たに委員に御就任いただいた方も大勢いらっしゃいますので、初めに宮城県障害福祉計画の概要を簡単に説明させていただきます。
- まず、資料1の1、宮城県障害福祉計画についての資料を御覧ください。左側の1、計画の概要とありますが、障害福祉サービスの提供体制の確保等にする計画、指標集のイメージでありまして、国の基本指針に即し市町村の障害福祉計画と整合性を図りながら策定するものとなっております。
- 第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を1つの計画として策定しております。計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年となっております。
- 次に、計画の構成になります。基本的事項、提供体制の確保にかかる目標、支援の種類ごとの見込み量及びその見込み量の確保のための方策、障害者支援施設等の必要入所定員総数、障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置、地域生活支援事業等の実施に関する事項の6つで構成されており、計画については目標値を定めております。毎年度その実績については、この協議会において報告させていただいております。本日も、この後報告させていただきます。
- 次に、宮城県障害福祉計画における計画値の修正について説明させていただきます。資料1の2、宮城県障害福祉計画における計画値の修正に関する正誤表を御覧ください。変更箇所32から33ページ、⑧自立訓練(生活訓練)、⑨就労選択支援についてでございます。
- こちら、それぞれにおけるサービス利用量の県の計画値につきましては、市町村の計画値の積み上げとなっておりますが、一部の市町村の計画値に修正が生じたので、県の計画値も修正しております。
- 具体的には赤字で書かれておりますが、⑧自立訓練(生活訓練)につきましては令和6年度、7年度、8年度それぞれの利用量、実利用者数が、更新前よりも増えております。自立訓練は、圏域ごとの計画値が、仙南部分で変更になっております。下半分になりますが⑨就労選択支援につきましては、令和8年度の実利用者数が、1人増えているということになっておりまして、これも仙南圏域で、変更になっております。
- 裏面になります。こちら本体資料の52ページになります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の計画値について仙台市の患者数を二重計上する誤りがあったということで正しい計画値に修正しております。詳しくは、御覧のとおりでございます。

- 今後、このようなことがないようにしっかりと数値について精査してまいりたいと思います。
- なお、最新版の変更後の障害福祉計画につきましては参考資料 2 として配布しております。
- それでは、報告 1 宮城県障害福祉計画の実績について説明させていただきます。資料 1 の 3 を御覧ください。
- 今回は、令和 6 年度末時点の進捗状況について報告させていただきます。資料 1 の 3 が概要版となっております、資料 1 の 4 が全体版となっております。
- 初めに、成果目標の達成状況について説明させていただきます。資料 1 の 3 の左側の欄に、成果目標というところがございますので、この順に説明させていただきます。
- 福祉施設の入所者の地域生活への移行につきましては、令和 5 年度から令和 8 年度末までの地域生活移行者数を 121 人以上にするという目標に対し実績は 31 人となっております。
- 入所者の障害程度の重度化や高齢化などにより地域生活が困難となってきているケースも多くなっているほか、主たる地域での生活の場と想定されていますグループホームの充実も課題であると考えております。グループホーム等の整備に対する支援や在宅サービス、相談支援体制の充実を図ってまいります。
- 次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のうち、長期入院患者数については、全体で 2,428 人以下、65 歳以上で 1,793 人以下、65 歳未満で 635 人以下にするという目標に対し、実績は全体が 2,924 人、65 歳以下が 2,110 人、65 歳未満が 814 人となっております。長期入院者につきましては、症状が重度の患者や移行先の住まい、福祉サービスの不足、家族との関係、本人の退院意欲の低下などの課題があり地域移行が困難なケースが見られます。
- 引き続き、地域精神保健福祉体制の整備、人材育成、普及啓発、ピアサポート支援、入院者訪問支援等の総合的な実施により精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を推進し、長期入院患者の地域移行、地域定着を目指してまいります。
- なお、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数や入院後 3 か月、6 か月、1 年時点退院率につきましては、厚生労働省の全国調査である精神保健福祉資料が令和 4 年度以降公表されていないことから、実績は、国未公表とさせていただきます。
- 次に、地域生活支援の充実のうち地域生活支援拠点等の整備については 31 市町村で整備済みとなっております、未整備市町村は 4 市町となりました。
- 未整備となっている 4 市町においてもこれまで整備に向けた検討を重ねていただいております、事業所間の連携体制の構築や人材育成等の課題もあり整備まで至っていない状況もあります。
- 今後も、情報共有や整備事業費等の補助等により、令和 8 年度末までの各市町村の整

備に向け引き続き推進してまいります。また、運用状況の検証、検討については、年1回以上という目標を定めておりますが、令和8年1月に開催される宮城県障害者自立支援協議会の地域生活部会で、検討予定でございます。

- 7期計画から新設されました強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備については、4圏域18市町村で整備済となっております。令和6年度時点での目標達成率が5割となっている理由としましては、各市町村において、強度行動障害を有する障害者に関する状況や支援ニーズの全体像が把握されていないこと、事例や課題の共有、集約の場が不足していることなどが要因として考えられます。
- 県といたしましては、未整備市町村の課題を把握し、整備済市町村における整備形態等の情報を提供するなど整備に向けた支援を行ってまいります。
- 次に、福祉施設から一般就労への移行でございますが、資料に記載のとおり令和6年度時点の達成率が90%を超えている項目が多いという状況でございます。
- 令和8年度までの目標達成に向けて、引き続きこちらの分野も進めてまいりたいと考えております。
- 次に、児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加、包容、インクルージョンの推進につきましては、児童発達支援センターは5圏域20市町村で設置済み、障害児の地域社会への参加包容の推進体制は8市町村で設置済みとなっております。
- 児童発達支援センターについては、今年度は未設置圏域において具体的にどのような課題を抱えているか、また、設置済み圏域でどのような取組を行ってきたかなどを宮城県障害者自立支援協議会のこども部会で検討を行い、情報共有を行っているところであります。
- 引き続き、令和8年度末までの整備に向けて市町村を支援してまいります。
- 障害児の地域社会への参加、包容、インクルージョンの推進についても、未整備市町村の状況、課題を把握し、整備済市町村における整備形態等の情報を提供、共有するなど、市町村における整備に向けた支援を行ってまいります。
- 次に、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実についてですが、7期計画から新設された、難聴児の早期発見、早期療育を総合的に推進するための計画については策定済みとなっております。
- また、関係機関との連携体制についても確保済みとなっております。今後も関係機関との連携体制の強化を行い、早期発見、早期療育に向けた取り組みを進めてまいります。
- 次に、重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保につきましては、児童発達支援事業所は5圏域19市町村で設置済みとなっております。放課後等デイサービス事業所は6圏域16市町村で設置済みとなっております。
- 県としましては、重症心身障害児者の実態及び支援に必要な医療や介護支援体制等を調査分析し、必要な支援施策について検討を行い、市町村とも課題共有を行ってまいり

ます。

- 次に、医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置につきまして、市町村ごとの協議の場の設置については、30市町村4圏域で設置されております。県の協議の場につきましても、設置済みとなっております。
- また、県の医療的ケア児支援センターにつきましても、設置済みとなっております。
- 市町村での協議の場の設置について、未設置は5つの町となっておりますが、町に医療的ケア児が少数であるなどの理由により、協議の場の設置に消極的であることなどが要因として考えられております。
- 今後は、未設置の町に対し、設置済み市町村における設置形態等の情報を提供するなど、設置に向けた支援を行いながら、令和8年度末までの各市町村での設置に向け、引き続き、推進してまいります。
- また、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、27市町村で配置されており、各圏域には令和6年度末において、配置済みとなっております。未配置の市町については8つとなりますが、その理由としては、医療的ケア児とコーディネーターの役割、活用方法の想定が困難であったり、コーディネーターの存在を把握しておらず配置に至っていない市町も、あるかと考えております。今後は、未配置の市町に対して、医療的ケア児等コーディネーターの役割や、市町村における活用事例の情報提供を行い、計画的な配置を働きかける取組を行ってまいります。
- 次に、7期計画で新設されました障害児入所施設に入所する児童が、大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置についてですが、県と仙台市において共同設置済みとなっております。
- こちらについては、引き続き関係機関による進捗報告会議や児童の状況に応じた個別ケース会議などを行うことで、障害児入所施設に入所中に18歳に達した方々がそれぞれふさわしい環境へ移行できるように調整を行ってまいります。
- 次に、相談支援体制の充実強化等につきましては、30市町村で基幹相談支援センターを設置済みとなっております。残りの5市町村についても現在基幹相談支援センターの設置について、地域の実情にあった相談支援体制のあり方検討や、その充実強化に向けた取組を検討しているところであり、令和8年度末までの、整備完了を各市町村計画の中に盛り込んでおります。
- 続いて、資料1の3の裏面になりますが、障害福祉サービス等の利用者数についてです。
- 最も利用者数が多いのは、棒グラフ1番左側になりますが、就労継続支援B型で、7,230人でございます。
- 続いて、放課後等デイサービス5,583人、生活介護5,021人、共同生活援助3,778人となっております。資料1の4、全体版の21ページでサービスごとの詳細も、お示し

しているところでありますが、就労継続支援B型は、昨年度比で、約500人増、放課後等デイサービスは昨年度比で630人増となっており、それぞれ令和5年度よりも、利用者数が増えているところでございます。

- 以上、簡単ではございましたが、順調に推移している部分とそうでない部分がございますので、それぞれ関係機関とも連携しながら、引き続き、今回の計画期間である令和8年度末までに目標達成できるよう、そして、次の第8期計画に切れ目なく移行できるように各事業についてそれぞれ取り組んでまいりたいと考えております。この件についての説明は以上でございます。

(阿部会長)

- ただいま、事務局からの説明では、まず、資料1-3に基づいて、障害福祉計画については、昨年度から、新たな7期計画に基づいた取組を進めているところであるとの説明がありました。順調に推移している部分と、そうでない部分があるということで、令和8年度末の目標達成に向けて、各事業等に取り組んでいくとの説明でした。このような説明に対して、御質問、御意見ありましたら、よろしく願いいたします。

(磯谷委員)

- 事務局の御説明に障害福祉サービスの従事者が高齢化していること、数が不足していると思われるというお話がありました。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところは移行先の住まいや福祉サービスが不足しているのではないかという話がありました。
- これを全体として見ますと、障害者のグループホームの数がまだ不足しているというようにお話しだと思います。仙台市だけでも100を超すグループホームがございますけれども、入ろうと思って色々相談に行ったとしても、なかなか合ったところはないということで苦労されている親御さんがございます。
- これは精神障害に限ったことではないのですけれども、グループホームというものの数が全体として相当増えているんだけれども、なかなか求めるものに行き当たらない。具体例としては、私の知人の息子は精神障害と難病を患っているのですが、重複障害の方が入れるところが1つもないということです。また、例えば精神障害だけに限ったの方に対するものも不足している。この計画では数を増やすということでこれはもちろんまだ足りませんから。ただ、質というか内容についてもこの先の課題として考えていただきたいと思います。

(阿部会長)

- 先の質問を考えるに当たって、何か御意見はありますでしょうか。

(事務局・野呂課長)

- 御意見ありがとうございます。まさに今、委員から御指摘いただいた点は我々も課題として、共有しているところでございます。
- どういった取組を今その分野で進めているかということで、紹介させていただきま

すと、各地域の事業所さんからグループホームであったり施設であったり、開設したいということで御相談いただいた時に、国に国庫補助金協議をするのですけれども、その際に今、国の補助採択率が非常に下がっておりまして、例えば、10件程度、施設だったりグループホームだったり協議すると、1、2件しか国庫補助が採択されないという状況がここ数年続いております。

- 本県としましては、今、御指摘いただいたとおり、特に重度の方向けのグループホームの整備がまだまだ足りてないということで、仮に国庫補助協議が不採択になった場合でも、重度の方向けのグループホームについては、県で国庫補助を肩代わりして、県単独で補助をして建てるというような形で、令和7年度から、そういった取組を行っているところです。それで、1つでも2つでも、重度の方向けのグループホームを増やしていきたいというふうに考えております。

(磯谷委員)

- はい。ありがとうございます。別件で、8050問題という当事者が50歳、親が80歳となり、親亡き後はどうするんだという問題が盛んに議論されております。結局はそのグループホームに入れるなりして、社会的な自立支援を用いてホームヘルプサービスを使って自立生活しろと言われてますけれども、親の気持ちの焦りはもう大変な問題だということを、念頭に置いていただきたいと思います。

(事務局・野呂課長)

- 今、委員からもお話ありました、親亡き後でこの年度から急にこれを行って、すぐ全て解決というのはなかなか難しいところではありますので、今後とも、色々御意見を頂戴しながら、進められるところを1つずつ進めていきたいと考えております。

(阿部会長)

- この件につきましては、次の協議会の際に合わせて報告をしていただきたいと思います。

(佐藤(勝)委員)

- 資料1-3の中段にある達成率のところ、福祉施設から一般就労への移行等の部分の、一般就労移行者の割合が50%以上となっているところについて、107.7%となっているが、計算方法が一目でわからないので、そこを説明いただきたい。

(阿部会長)

- 委員の方から御指摘をいただきました、一般就労移行者の割合が50%以上の目標が設定されているところの達成率について、目標値を超えているため、計算方法が特殊であると思うので教えていただきたい、ということでしたが、事務局はいかがでしょうか。

(事務局・野呂課長)

- 達成目標を全体の50%としているため、目標率の50%を超えた時点で達成率は100%となりますので、資料内の達成率が107.7%と表記されるようになってい

る訳でございます。

(阿部会長)

- 佐藤委員はよろしいでしょうか。では、事務局は計算方法について分かりやすく明示し、改善を図るようお願いいたします。
- 他に質問はありますか。
- 野口副会長お願いいたします。

(野口副会長)

- 昨年度も指摘しましたが、障害福祉計画の成果目標の達成状況のうち、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてです。目標が 2,428 人以下など、起点がなく数値が下がれば達成率が上がるものがあり達成率として妥当なのでしょうか。前年度実績からの伸び率を達成率にするなど工夫が必要だと思うのですが。

(事務局・村上室長)

- 現状では、目標に達成したら達成率が 100%になるよう、実績から目標を差し引いた数値を目標で割り戻し 1 から引く計算をしております。より妥当な達成率となるよう検討してまいります。

(阿部会長)

- 昨年度から指摘があったということで、事務局は達成率が妥当なものになるよう修正するようにお願いいたします。
- 他に質問はありますか。
- ないようですので、この報告事項については終了することといたします。
- 続きまして、【報告（2）県職員向け研修における障害当事者の講話】について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・野呂課長)

- 報告に移らせていただきたいと思います。報告 2、県職員向け研修における障害当事者の講話についてです。
- 資料 2 を御覧ください。縦型の資料になります。昨年度のこの協議会におきまして県の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について御意見を頂戴したところでございます。その際に職員向けの研修に関し、どのような研修を実施したか報告して欲しいという御意見を頂戴しましたので、今年度の実施状況について、ここで御報告させていただきたいと思います。
- 経緯でございます。今申し上げましたとおり、県の対応要領を改正したところですが、その際に研修に関しては障害当事者からの話を聞く機会を設けるという文言を追加しております。
- 具体的には、新たに管理職員になった職員、そして新たに職員として採用された、新任職員を対象とした階層別研修の中で、これまでは当課の職員が講師となって差別解消に関する講義をしておりましたが、これに加えて新たに障害当事者の方にも講師にな

っていただき、御登壇していただいたというものでございます。

- 次に、令和7年度実績をご覧ください。
- (1) 管理職向け研修ですが5月及び6月に実施しております。障害福祉課から管理職を1名派遣し、講師として、講義をしております。それに加えて、ここに記載の、障害を持つ方々、宮城県障害者社会参加推進協議会の方に推薦をお願いしまして、お2人御推薦いただいております。障がい者福祉協会の副会長の伊藤清市様、そして、視覚障害者福祉協会の理事長の宇和野様、こちらのお2人を御推薦いただき、管理職の研修の際の講師として御登壇いただきました。
- (2) 新任職員向け研修でございますが、こちらについては、対象となる職員に近い年代の方に、お話いただくという視点で考えまして、ブラインドサッカーチーム、視覚に障害のある方々のサッカーチーム、コルジャ仙台というチームがございますが、こちらの、只野選手に講師として御登壇いただいております。
- 内容も工夫していただきまして、当事者である只野選手の講話はもちろん、簡単なブラインド体験というのを盛り込むことで、障害者の方が普段どのように感じているかということ、職員が疑事体験できるようにという研修プログラムにさせていただいております。
- 同じくコルジャ仙台の浦澤代表や、佐藤様など、複数名で御対応をいただきまして、実際に、職員がアイマスクを使用して2人1組になって、見えない状況を体験するというプログラムがあり、非常に貴重な機会となりまして、受講者の反応も非常に良かったということでございます。
- 私も見に行ってきましたが、コルジャ仙台の方が職員の前でジェスチャーやポーズをされておりました。職員は2人1組になって、片方はアイマスクを着用し、もう片方はアイマスクを着けずにジェスチャーやポーズを見て、アイマスクをつけていない方がジェスチャーやポーズを言葉でアイマスクを着けている職員に説明するんですが、説明を聞いた方はアイマスクをした状態で聞いたとおりの動作をするんですが、やはり見事にみんなバラバラになっておりまして、なかなか見えない状態で指示どおりに動くということの大変さを若手の職員が経験して、視覚に障害のある方のそういった1つ1つの困難さというのを感じることができたと考えております。
- なお、(3) その他の職員向けになりますけれども階層別研修以外にも、同様の周知啓発を行っていく必要があると考えております。これは、昨年度の協議会でも御指摘いただいた点でございました。
- この点に関しましては、まずは管理職向け研修を受講した職員から所属内に伝達をしていただくということに加えまして、県庁内向けのイントラネットに、当日の様子を録画したデータを掲載して全職員に視聴してもらうように呼びかける予定でございます。今後、その視聴率を随時アンケート等で把握するなどして、視聴数の増加に向けた取組を進めます。

- この点については以上でございます。

(阿部会長)

- 御報告ありがとうございました。事務局からは、県の対応要領改正に伴い、管理職や新任職員を対象とした階層別研修の一部で、障害当事者の体験談を踏まえた講話を実施しているとのことでした。
- ただいまの説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。

(森委員)

- 宇和野理事長に、今度宮城県障害者施策推進協議会があるので何か視覚障害関係で問題はありますかと聞きましたら、なんと 5 つも報告を受けました。内容について軽くお話しさせていただきたいと思います。
- 資料の 1 の 4 の 24 ページに同行援護のことが書いています。先週、大崎にお伺いした時に 2 人の視覚障害の方がおり、その方にも言われましたが、県内の人口を見ると仙台が 1 番多い、その次が石巻で、その次が大崎ですね。利用人数を見ると、この同行援護が石巻 6 人、大崎 36 人と逆転しているわけです。その次の 1 の 4 の行動援護を見ると、石巻が 10 人、大崎が 0 人というふうに、地域によって随分バラバラになっていることかと思えます。以前お会いした宇和野理事長も視覚障害者の方も、同行援護のサービス提供がことごとく休止しているとおっしゃっていました。大崎だと、今 1 つしか使えないけれど、それも来年 3 月で終わると。どうすればいいんですかという話が出ております。
- 同行援護が始まる前は、移動支援というものがありませんでした。移動支援から現在の同行援護に名称が変わったと。
- 移動支援を 1 ヶ月最大限利用するとすれば、大崎市では 30 時間、仙台市だと 40 時間、名取市も 40 時間利用できます。
- 私は全国障害者スポーツ大会関係にも関わっておりますが、例えば大崎から強化練習で仙台の場所に来ると 10 時間かかります。同行援護の事業者も一緒に来たので、どうして事業を休止するのか聞いてみました。同行援護だと、予算以上の採算が取れないとおっしゃっていました。
- ワムネットという障害福祉サービスのデータベースがありますけど、色々調べても同行援護を行う事業所はあります。しかし、ヘルパー不足とか、あるいは採算が取れないので同行援護は受けつけない、休止するということが起きています。ちょうど来年あたりですけど、仙台で視覚障害の全国大会があります。そこにも出られないのではないかという訴えを、私にしてくるわけです。また、市町村によってその移動支援に差があり、30 時間であったり 40 時間であったりという訴えでした。サービスメニューはありますが使えない、そして申し込むと断られるそうです。そのお 2 人からは、私たちは家にいなくちゃいけないのですかと悲しそうな発言が聞こえてきます。

(阿部会長)

- 森委員の発言に関しまして、県ではどのような認識を持たれているのかを教えてください。

(事務局・野呂課長)

- 研修の話からは、少し外れるかと思いますが、今、森委員からお話あったような事例があるというのは我々も把握しております。
- 大崎の方で、事業者が減ってきているという話も伺っております。ただ、例えばその事業者が、高齢の方のヘルパーをやったりとかも多いと思います。事業者によっては、なかなか同行援護の採算が合わず、辞めざるを得ないこともあるかと思いますが、基本的には、事業所の数が仙台市は何十で、他の市町は何十というのは、市町村ごとのサービスメニューになっておりますので、そこを県で必ずこれにしてくれというのは、なかなか言いづらいところではありますが、事業者が撤退して不足していることで、メニューはあるけれどもサービスが受けられないというのは、当事者の方々にとっては非常に困難な状況になってまいりますので、そこはやはり市町村と課題を共有しながら、こういった対応が考えられるのか精査してまいりたいと考えております。
- 今、県では、国に対してサービス報酬の臨時改定をして欲しいと要求しております。今の報酬、給付額ではとても事業者もやっていけないと考えておりますし、またそういった声を事業者側からも聞いておりますので、国に強く求めているところでございます。そういった取組も含めて、市町村やその事業者の方とも調整してまいります。

(阿部会長)

- ありがとうございます。森委員よろしいでしょうか。

(森委員)

- もし可能であれば、同行援護や移動支援が各市町村でどうなっているのかというのを、県から言えないんでしょうけど、調査ぐらいはできるのではないかと思います。調査をお願いしたいというふうに考えております。

(阿部会長)

- 可能であれば同委員会の場で結構ですから、来年度報告を行っていただきたいと思っております。

(事務局・野呂課長)

- 今、森委員からお話いただいたことに関しては、24 ページでまとめているように毎年市町村からデータを集めてまとめはしておりますので、来年度の協議会までに今仰っていただいたような視点も含めて調査をかけるようにしたいと思います。

(阿部会長)

- よろしくお願いたします。他に質問のある方はいらっしゃいますか。
- 柴崎委員お願いたします。

(柴崎委員)

- 私たちの NPO では、障害のある人たちの社会参加に関わることを重んじ、それをミッションとする活動を行っています。このテーマに即して、この当事者の講話ということに、焦点を当てて質問させていただきたいと思います。
- まず、今日この委員会で、膨大な資料を拝見しながら、このぐらいのサービス量が動いているとか、福祉政策の中での活動の領域が見えました。
- 恐縮ながら、私もきょうだい児に、知的障害と身体障害の重複障害を持つ家族がおりまして、高齢化した親が亡くなった後の実情や、日常を見ている一方で、福祉の施策の中にあることだけではなく、違う領域、社会の中でもっと楽しみを見出す、まさしく昨日御参加されていた生涯学習領域からの宮城県のスポーツ活動を通じて、社会参加していくというようなところがないと、生きがいを持って生活ができないと、家族や普段の支援を利用されている方々を見て感じています。
- そこで質問ですが、県職員向けの普及啓発に合理的配慮が義務化された中で、障害のある人たち御本人そのものが、自らの体験、経験、思いを語ってくという研修の場が非常に大事と思っています。そうした意味で、一つは今日、川村委員が、長きにわたって活動されていた、最近仙台市と宮城県が着手したピアサポーター研修があると思いますが、それを通じて育った当事者の方たちを、社会の中の理解促進に向けて活かしているかという、担い手としてのピアサポーターの活用状況を改めて教えていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局・野呂課長)

- ピアサポーター研修ですけれども、今年度から始めております。
- 障害の当事者の方が、同じ目線で助言を行うということで、ピアサポートと呼ばれております。こちらの研修を受けていただき、事業所はその方々をピアサポーターとして雇用していただくと加算の対象となるということは、国の方で制度化されました。まず一義的にはそのために実施しているということでございます。
- 今年度の実施状況ですけれども、基礎研修を8月の末に行いまして、58名の方に受講をいただいております。
- 基本的に同じ方々を対象に、その次の段階で専門研修ということで10月にまた実施しております。もう一度、3月にフォローアップ研修を行う予定で、こちらの研修を受講していただき、それぞれの事業所の方で、そういった方々を常勤換算で雇っていただくと、加算がつくということになっております。そして、事業所で当事者の方の自分の経験をその支援の時に役立てていただくということになってくると思います。
- まずは、そういった文脈でこの研修をやっているところで、柴崎委員から御質問いただいた、全体的な中での活用ということまではまだ検討に至っていない状況です。

(柴崎委員)

- そうすると、委員としての提案になりますが、施設の外にやはり活躍の場を見出してほ

しいと。私が感じているピアサポーター研修の方たちは、20代とか30代、それから大人になってから発達障害の施策と一般の施策を行き来しているような、現代的な障害のある方たちの像が非常に多いと思われるので、その方たちを福祉にとどまらず社会への二次的な参加、活躍の場として活用してはどうかと思います。

(阿部会長)

- 川村委員にもお聞きしたいと思います。

(川村委員)

- ありがとうございます。どうか思っていたところで頂いた御質問だったので、ちょうど国の対応の改正に合わせて始まったのかは分かりませんが、以前から精神障害のある当事者がお話し、新任者・管理者向け研修があり、そこにスピーカーズビューローの何名かがお邪魔して講演しています。
- けれど、県ではそれをやっていなかったというのを、講話メインというか、受講生を一方的に、まだ受け身の状態で聴くこともいいでしょうけれども、考えるという機会があるとなお良いのかなと。ピアサポート研修の新任者向け研修と、管理者向け研修は、全く異なるものがありまして、新任の方に対するフィードバックでは、話していただきありがとうございますとか、勉強になりましたとか、そういった感じですが、管理者の方のフィードバックっていうのはなかなか厳しく、講演者としては本当に心が折れてしまうようなことも多々あるという感じです。
- その背景には、やはり管理者の方の中からは、これまで何かですごく苦慮された御経験があって、それが、誰か一人の講演だけではとても拭えないような御経験をされているということは、察するわけですが、心痛む経験をしながら講演活動しているというのが実際のところでは。
- 経験を一つの講演で終わるのではなくて、継続的に実施していただくことが重要なのではないかと考えています。
- では、講演者はどんな人がいいのかと言いますと、講演みたいな形で、人前でお話できる方というのは、少ないです。逆に、講演メンバーとして法人で登録している方で、何百人の前で話すことが得意な方もいらっしゃいます。
- 私は、研修では、企画検討委員として関わっておりまして、このピアサポートは、その加算の研修っていう目的はありつつも、それだけではなく、サポート活動を担う人材を育てる、それで、もちろん働けるピアサポーターを育てるという意味合いで、にも包括の中で、ピアサポートとかピアサポート計画みたいなことも、一方では考えられています。
- 雇用となるとまた向き不向きがありまして、事業所に雇用されて働く、その仕組みの中で働くとなると、講演する人とは逆で、人前に出ることはあまりないと思います。
- 当事者の中には、人の話を聞くのが苦手という方もいらっしゃるかもしれませんが、もしかすると雇用の方が向いているのかもしれないということについては、まだ検討

がされてないところですが、加算だけではなくて、活動を充実していくといったところも、検証していただきたいと思っています。

(阿部会長)

- ありがとうございます。こういう講話を継続していくこと、そして川村委員がおっしゃっていた、フォローアップもした方がいいのではないかというふうに発言いただきました。

(事務局・野呂課長)

- ピアサポーター研修については、事業自体は委託しているのですけれども、受託の団体とのやり取りの中で、研修して終わりではなくて、その後のグループ化というかフォローアップまでやっていくというお話はいただいております。基本的には、やはり先ほど申し上げたとおり、障害者支援事業所で働ける人、当事者としてピアサポート加算の対象となって働ける人を育成するというのが、この研修のメインでしたので、当課で、仙台市さんと組んで実施している障害者ピアサポーター研修については、研修がメインで、グループ化を図って、今後、そういった方々の繋がりを作って、その中で例えば別な形で講師ですとか、どのような活動ならできそうかですとか、そういった活躍の場面もあるのかなと思っています。
- 川村委員からお話があった、にも包括の方のピアサポートについては、別事業だと思えますので、それについては室の方からお答えさせていただきたいと思えます。

(事務局・村上室長)

- ピアサポート活動を自ら行っていらっしゃる団体の内部での活動に補助金を当てているところがあるほか、入院者訪問支援事業も行っております。仙台市では養成研修を実施しているところです。

(阿部会長)

- 補足等ありましたらお願いいたします。

(川村委員)

- ピアサポーター研修の方では、ピアサポーターになりたいと前からおっしゃっている方がたくさんいらっしゃいます。
- 仙台市ではかなりいらっしゃいますし、その方々を是非とも雇用できるようにしていただきたいと思えます。ただ、市でもピアサポートにつながるというのが難しい、ハローワークに行ったけど、ピアサポーターの求人なんてありませんといったお話を帰ってきてくださる例もございます。
- ですので、県としても雇用に対する働きかけを是非行っていただきたいと思えます。

(阿部会長)

- ピアサポーター研修については、求人先を増やすよう要望があったということでした。
- 他に何かございますか。
- では森委員お願いします。

(森委員)

- 雇用というお話を聞いて、私すごく違和感があります。変わったかもしれませんが、ピアサポート体制加算、これ柴崎さんと川村さんが発言されておりましたが、100単位ですよ。100単位ということは、月1,000円ですよ。ね。(利用者が20名の場合、2000単位、2万円となります。) 仙台市はちょっと高いですけど。月1,000円で誰かを雇用できるのという、全然箸にも棒にもかからないと私は考えております。

(阿部会長)

- では、事務局から補足をお願いします。

(事務局・野呂課長)

- 100単位です。そのとおりです。

(森委員)

- 月1,000円で働くピアサポーターおられますか？いないですよ。桁が違うのではないかと。これが国の制度。ボランティアとしてやるにはいいと思いますが、先ほどからこの雇用ということが出てきたので、首をかきげながら聞いておりました。

(事務局・野呂課長)

- 加算の額については森委員のおっしゃるとおりで、それだけで雇う額にはなっていないけれども、全体の中で職員の1人として雇っていく、ということだと思っております。

(川村委員)

- はい。御指摘どおりで本当に馬鹿にしたような額で、それだけでは雇用に至らなくて何かを組み合わせなければいけないです。ピアサポート体制加算だけで1人が生活していけるだけの額がもらえるという体制ではないところが、やはり、その制度ばかりが1つでただけというところはあるのかと思います。ただ、そもそも資格が無いとその業界に入れないという時代は長くあったと思うので、十分知られてきたというふうに、前向きに考えるようにしています。

(阿部会長)

- ありがとうございます。他には何かありますかでしょうか？
- それでは、この報告事項については終了することといたします。

※以降【報告事項(3) 障害を理由とする差別等の相談事例】について報告(非公開)

(事務局・小松副参事)

- 阿部会長、長時間に渡りまして議事を進行していただきありがとうございました。この他に、皆様の方から何か御案内とか御連絡などございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- それでは、以上を持ちまして令和7年度第1回宮城県障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。